

常任配置の変更

- (1) 関東地方評議会本部は、従来各地区に地区専ら局を置き、それぞれ、三、四、五、六人の常任執行委員もしくは常任書記を配置する方針を取つて来た。だが、今後は、この方針を改め、関東本部の常任委員組合別に配置する方針を取るべきだと思ふ。
- (2) 評議本部の常任配置に関する案は以下の通りである。
 - 関東全労働者組合.....三木、上藤
 - 関東出版労働者組合.....平村
 - 関東木匠労働者組合.....松本
 - 関東皮革労働者組合.....川村
 - 関東繊維労働者組合.....中尾
 - 関東一般使用人組合.....鈴木、野田
 - 関東警備者組合.....佐川
 - 関東産業員組合.....塚川
 - 日本映画従業員組合.....藤久保、松浦
- (3) 但し、関東地方評議会の常任は、各組合に籍を置かず、各組合の執行部は取場内の指導者によつて構成す。

★ 打ちきり ★

関東地方評議会本部は以上の方針が最も正しいと契約的方針であることと確信し、即ち実行に移すべき熱意を培つたのであるが、各組合、各会派、の諸君に於ては、この草案に賛否を述べたのでない。大衆討議を行ひ、最善の方針の決定を望むことを希望してやまないものである。



各産業別組合の本部 執行機関の強化

- (1) 吾々は、以上の産業別整理を断行すると同時に、各産業別組合の強力なる執行機関を確立する必要がある。
- (2) 勿論、従来といへど、各組合の執行部は一応は確立されてゐるが、それは事實上、活動の中心となつてゐるのみで、活動の中心はむしろ、関東地方評議会本部の各地区の専ら局に在つた。各地区の専ら局は直接に各組合の分会と連絡を取つて、日当十単位執行して来た。だが、吾々は、約半年間の実践を通じてこの方針の誤謬をハッキリ知る事が出たのである。
- (3) 今後吾々は従来の方針を改め、各産業別組合の執行委員を活動の中心とする事に努め、且つその基礎の上に関東地方評議会の執行委員会を置く様にすべきだと思ふ。
- (4) 又各産業別組合の執行部は、原則として、取場内の指導者互以て構成する様にすべきである。組合役員に大衆的、革命的組織を築かせるために。

執行評議会の拡大と 常任執行委員会の設置

- (1) 従来、関東地方評議会の執行委員会は常任的指導者だけで構成されてゐたが、今後はこれを改め、それと取場内の指導者と常任的指導者とで構成すべきであると思ふ。
- (2) 但し、この執行委員会の会誌は、それをロンドンに開催するとは不可能であるから、常任的指導者だけで「常任執行委員会」を構成し、日当の専ら局は一切常任執行委員会を管理しない、と思ふ。
- (3) 又、従来は、関東地方評議会の「評議会委員会」は殆んど召集されなかつたが、今後は、少なくとも三月に一回は、これを召集する様にすべきだ。